

(質問第五十三号) 昭和二十二年九月十六日配付

失明鍼灸・按摩・マッサージ業者に対し所得及び營業稅全免に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月十二日

小林勝馬

參議院議長 松平恒雄殿

失明鍼・灸・按摩・マッサージ業者に対し所得及び營業稅全免に関する質問主意書

一般睛眼鍼・灸・按摩・マッサージ業者に比し、失明業者は不自由なる生活の爲業務を行うに當つてこれを補佐する者を必要とし出張に際しても案内者の同伴を要し、盲目であるがために二人で始めて一人前の仕事が出来得るのである。故に雇傭費、交通費その他睛眼業者に比して多額の出費を余儀なくせられていることは一般衆知の通りである。

しかしながら政府においては失明業者に何等の考慮をも拂わず所得及び營業稅においても一般業者と同等に取扱ひ少しの差異も認められないのである。經費を多額に要するこれ等失明業者に対し所得及び營業稅全免を至当と考ふるものである。依つてこれに対する政府の処見を求む。

右に対する政府の書面答弁を希望する。